

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	事務局長	次長	主査	担当	担当							文書取扱主任		

## 平成24年 第2決算審査特別委員会 会議録

開催年月日	平成24年9月12日(水)・13日(木)・14日(金)		
開催場所	第一委員会室		
出席委員	別紙のとおり	事務局	菊井次長
			村井主任主事
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 付託事件		
	認定第2号 平成23年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第3号 平成23年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第4号 平成23年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第5号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第6号 平成23年度滝川市下水道事業会計決算の認定について		
	認定第7号 平成23年度滝川市病院事業会計決算の認定について		
	2 審査月日		
	9月12日から14日までの3日間、慎重に審査を行った。		
	3 審査の結果		
	採決の結果、認定第2号から第7号までの6件については全会一致をもって可とすべきものと決定した。		
上記記載のとおり相違ない。 第2決算審査特別委員長 窪之内 美知代 ㊞			

## 第2決算審査特別委員会（第1日目）

H24.9.12（水）10：00～

第一委員会室

開 会 10：07

### 委員長挨拶

委員長

おはようございます。

これから3日間、第2決算審査特別委員会の委員長をさせていただきます窪之内です。よろしくお願いいたします。決算や予算の委員長というのは初めてなもので、皆様方のご協力なしにスムーズに進めることはできないと思いますので、よろしくお願いいたします。決算ということで、過去の終わった決算ではありますけれども、皆さんの質疑の中でそれが今後の滝川市政に活かされるような、そんな質疑を期待したいと思います。それでは、3日間、どうぞよろしくお願いいたします。ただいまより第2決算審査特別委員会を開会いたします。

### 委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

認定第2号 平成23年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成23年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成23年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成23年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第7号 平成23年度滝川市病院事業会計決算の認定について

以上、特別会計4件、企業会計2件の計6件となっております。

### 事前審査説明

委員長

次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐり取り進めることによるでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長

よって、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議いたします。

審査は、各会計ごとに行うこととし、下水道事業会計及び病院事業会計は決算内容について、その他の特別会計は節または細説で50万円以上の不用額について、並びに要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けた後、質疑を行い、討論、採決については最終日に行うことによるでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないようにご配慮願います。

また、答弁については、部課長に限らず内容を知り得る方が行ってください。  
次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限り、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

次に、討論ですが、付託されております全日程について一括して各会派の代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は市民クラブ、新政会、公明党、渡辺精郎委員の順とすることよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派等から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、委員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。  
最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定される資料につきましては、お手元に配付されております。これ以外に関係で資料要求される方は、その都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思っておりますが、これよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

#### 資料要求

委員長

まず、冒頭に資料要求をされる方はございませんか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、なしと確認いたします。

以上で審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思っておりますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、日程に従いまして審査を進めます。

#### 認定第3号 平成23年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長

認定第3号 平成23年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

大平部長

(認定第3号を説明する。)

高瀬技監

(認定第3号を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

荒 木

1点だけ伺いますが、概要で述べられました黒字の要因になった5行目、消費的経費節減と書いてありますが、これ何なのか。どういうことなのか。中身ですね。修繕費を下げたのか何かわかりませんので、お願いします。

委員長

答弁お願いいたします。

林副主幹

消費的経費節減とは、大まかに言いますと、主に修繕費について、できることは直営でやって、なるべく業者に任せないで直営でやって経費を節減するということが主な目的でやっております。

以上です。

委員長

答弁終わりました。ほかに質疑はありますか。

渡 辺

302ページから303ページにかけての住宅使用料の滞納繰り越し分258万円、これだ

んだん年々ふえているのではないかと思いますので、近年の年度別状況をちょっとご説明いただければと思います。

2点目です。同じくその下のほうでの駐車場使用料、これのまた滞納繰り越し分11万円程度なのですが、人数とか件数とかその滞納の状況、理由などについてご説明願います。

次は、ずっと行って312、313ページの道営住宅の管理費でございます。先ほどもありましたが、1,500万円程度ですが、道の支出金も委託金として1,500万円程度が出ているわけですが、もっとやっぱり道から引き出す必要があるのではないかなと思って、今道議などにも折衝して、やはり倍ぐらいはいただいたほうがいいのではないかと思います。ご見解をお願いします。

以上、3点お願いします。

委員長 渡辺精郎委員、最後は決算とは関係ない質疑だと思いますので、道議にこれから言ったほうがいいのかというのは決算と関係ないというふうに思いますが。

(何事か言う声あり)

委員長 それでは、3番については削除したいと思いますので、1、2番についてのみご答弁をお願いいたします。

林副主幹 市営住宅使用料の滞納繰越額について、手元に22年度と23年度の状況しかないので、22年度はちなみに収入額については142万1,118円となっています。23年度は、お示しのおり258万6,593円となっています。駐車場使用料につきましても、22年度については収入額は8万8,330円、23年度はお示ししているおり11万172円となっています。これがふえた要因については、主に目標として毎年最低、現年について99パーセント最低を目標にしております、これに集中しているものですから、年々この残りの1パーセントが加わっていくような状況になっておりますので、それで調定額がふえたようになっていると思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

三上 駐車場使用料の関係なのですが、ここでは1,500万円くらいあるのですけれども、まず市営住宅の駐車場が何台あって、それで月1台当たり幾らの駐車料金なのか。それと、聞くところによると、団地によっては駐車料金を管理して自由に、例えば除雪だとかそういった部分にお金を支出していると。これは、会計上大丈夫なのかなという、道営住宅ではそうではないと聞いているのですけれども、その辺について詳しく説明をお願いしたいと思います。

薦田主査 まず、駐車場の件につきましては、区画数は来客用も含めて10団地、980区画設けております。そのうち契約台数は624台、契約率、これは来客用のスペース99区画も、これを除きまして70.8パーセントとなっております。これは、24年の3月現在の数字でございます。また、入居者用の空きスペースには自治会により2台目以降も契約についてはしております、こういうこともありまして、例えば路上駐車ですか、これについてはほとんどあふれることなく路上に駐車しているということはないかと思います。仮に路上駐車等があった場合には、そのような対応については個別に対応したいと思っております。1台当たり2,080円となっております。

以上です。

(何事か言う声あり)

薦田主査 管理については、先ほど申し上げたとおり、自治会のほうに2台目以降の分につ

いてはお任せしております、その自治会の中で運用のほうをお任せしているところでございます。1台目までは、うちのほうで管理をしておりますけれども、2台目以降の管理については自治会のほうでやりくりについてはお任せしているところでございます。

以上です。

三 上

2台目以降については、町内会のほうで管理していると。その管理して、当然値段も一緒なのかどうかちょっとわからないのですが、2台目以降が安くなるのか。会計上問題ないのか伺います。

薦田主査

それと、もう一つは、2台目以降の部分には町内が管理しているということで、その会計を見たりチェックをしたりはしているのでしょうか。

今の質問なのですけれども、金額については2,080円ということで取っているうちのほうでは判断しております。

やりくりの中身でございますが、これについては私どものほうでは自治会さんのほうにお任せしております、中身の決算状況については確認はしておりません。以上です。

(何事か言う声あり)

薦田主査

問題ないと信じております。問題ないと思います。ただ、こればかりはチェック機能というのは、とりあえず今の段階では設けておりません。

三 上

公有財産ですよね、駐車場も一応。その運営を町内に任せる。その収入がどのくらいあって、その支出は何に使っているのかというのをチェックしないとだめでしょう、やっぱり。公有財産をお貸しして運営してもらっているということであれば、それでいいのでしょうか。

薦田主査

今の件なのですけれども、自治会の中で会計検査等を行っておりますので、そういう点については監査のほうでちゃんとしっかりチェックしているはずです。

高瀬技監

今駐車場の端的な部分で、その駐車場の管理という部分だけであれなのですけれども、市としては一つの団地の中の町内会という部分でいろんな多方面にわたり管理を委託している部分がございます。一つのコミュニティ、団地といいますか、そういうことでやっていますので、その中で運用していただいている。これまでもともにいろいろ運営してきているという経過もございますので、それについて使い道についてのところまでを踏み込んだ中身までのチェックはしません。ただ、行政財産の使用という部分からいえば、そういう部分には占用とかそういうものに当たるかどうかという行政財産の団地居住者の附帯物というのですか、共有施設という部分もございますので、あくまでも余り目的だけを縛って駐車場収入についてどうのということまでは、これまでの経過からいうと踏み込んではいないというようなことでございますし、なおかつやはり市だけでは全てを管理することになかなかできない部分がございます。ですから、ある意味団地さんの裁量というのですか、そういうこともお願いすることによって、よりいい関係を熟成させてきたのが現状でないかなというふうに捉えているところでございます。以上です。

委員 長

ほかに質疑がありませんか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、質疑はないということで、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、なしと確認いたします。  
 では、以上で認定第3号の質疑を終結いたします。  
 若干の間休憩をいたします。

休 憩 10 : 35  
 再 開 10 : 45

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

**認定第6号 平成23年度滝川市下水道事業会計決算の認定について**

委員長 それでは、認定第6号 平成23年度滝川市下水道事業会計決算の認定について説明を求めます。

大平部長 (認定第6号を説明する。)

千葉室長 (認定第6号を説明する。)

委員長 説明が終わりました。  
 これより質疑に入ります。質疑ございますか。

渡 辺 それでは、12ページなのですが、流動資産の(2)の未収金ですが、7,700万円を減らす努力をどのようにされているのか。そして、その個人の最高額あるいは企業の最高額がわかればお願いします。

2点目であります。46、47ページのほう行くのですが、経営指標に22年度、23年度の比較が出ておりますけれども、過去の21年度では、これはどうだったのかというようなことでお願いします。

ちょっと戻るのですが、ページに関係なく、20ページの管渠費に関係あるかもしれませんが、昨年問題になりました管渠排水の件なのですが、緑町公民館のあたりで何軒も汚水が逆流したという問題があったのですが、その後工事は緑町のところで行われていたような気がするのですが、その他のところもどうなったのかということです。昨日の雨がまたきょうも続けば、またそのようなことが起きないとは限りませんので、その管渠の修理などどのようにしているのか、これをお願いいたします。

以上です。

宮西主査 46ページにおきます指標の関係の説明をしたいと思います。21年度の使用料単価につきましては、有収水量1トン当たり209円、22年に208円、23年が209円、決算統計におきます全道20公営企業数値の全道平均、22年度の決算統計の数値と比較をしますと大体1.6倍となり、そんなに安い下水道使用料にはなっていない状況にあります。それから、処理原価、コストの部分なのですが、維持管理費、21年度は62円、そして22、23年とも58円で、コストは全道平均が72円ということで、そこそ節減をして減少傾向にあります。資本費分のコストにつきましては、21年度が228円、そして22、23年度と210円、209円と減少傾向にはあるのですが、全道平均と比べますと1.6倍ということで、相変わらず高いコストとなっております。職員1人当たりの営業収益につきましては、損益勘定に対して職員は21年は5人いたところ22年から2人になっておりますので、減少傾向をたどっております。以上であります。

山崎副主幹 最初のご質問のありました未収金の対策としましてどのような努力をしているのかと、その質問についてお答えいたしたいと思います。下水道の使用料は、水道料金とあわせて集金しております。これは、水道のほう水道メーターをもって水道料金を賦課している。それとあわせて下水道料金を賦課している。そういったことで経営の健全化、あと効率化を図るために、その賦課徴収業務につき

ましても中空知広域水道企業団に事務委託をしております。未収金対策としましては、まず現年の収納率を上げること、これが未収金及び将来の不納欠損額の減少につながることでありますので、その部分については平成20年度からその取り組みを強化しております。具体的には、未納の期間が少ないうちに給水停止等の処分を実施しながら早期に未納者に対する折衝を行いまして、未納額が大きくなっていくうちに対応していくと。そういうことによりまして、未納額の減少と納付に対する意識の向上を図っていく、そういった努力をしております。また、悪質な滞納者につきましては、冬期間におきましても給水停止等の処分を実施して厳しい対応しております。そういった形で現年の収納率の向上と過年度分の未収金の滞納分徴収をあわせて進めることによりまして、未収金の縮減に努めております。それとあと、同じく1番目の2点目としまして、未収金の最高額について状況がわかれば教えてほしいということです。平成23年度の未収金の最高額なのですけれども、これは業務用で使われている方で165万円、これが最高額であります。

(「個人のわかるか」と言う声あり)

山崎副主幹

これは業務用です。

(「個人の」と言う声あり)

山崎副主幹

個人のはちょっと出しておりません。

以上です。

尾崎副主幹

3番目のご質問についてお答えをしたいと思います。

20ページの管渠費についてのご質問ですけれども、この中で管渠費の中の工事請負費の97万6,500円につきましては、昨年度大雨によりましてトイレが流れないという事態が発生いたしましたので、昨年12月にバイパス管の設置工事というものを発注しております。これにつきましては、緑町地区、有明町地区、泉町地区、3カ所において汚水の流れをよくするバイパス管工事を実施したところでございます。昨日夜の現場の点検によりまして、バイパス管の効果は現地で確認したところでございます。

以上でございます。

委員長

答弁終わりました。

その他質疑ございますか。ありませんか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

では、そのように確認いたします。

以上で認定第6号の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会 11:14